

## 副詞からみた日本霊異記

原, 栄一

<https://doi.org/10.15017/12249>

---

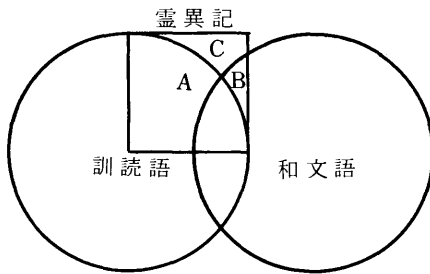
出版情報 : 語文研究. 22, pp.1-13, 1966-10-31. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 副詞からみた日本霊異記

原 栄 一

日本霊異記は、言語上その基調となるものが漢文訓読語であるということとは大方の認知されるであろう。しかるに、片仮名交り文（和漢混交文）の先駆をなしたともいえるこの変体漢文に、語彙面からみていわゆる和文語が聊かながらでも混在することは、当然のこととはいえ、言語体系に占める変体漢文の位置を考察する上において見逃すことのできない事柄である。更にまた、訓読文にも和文にも見られる用語でありながら、さほど広範に使われず、しかも霊異記において屢々用いられる語も若干存在する。これらが変体漢文の用語もしくは日常的通俗的言語であったかどうかというようなことを推定するまでには至らないが、ともかく、これらを一群として認めうるのではないか、しかしてこの一群こそ変体漢文あるいは片仮名交り文の実体を知る上に不可欠なものとなるのではないかと考えられる。

ここで、霊異記の体系的な位置づけを仮に試みるならば、下図のように仮定できるのではなからうか。和文語の混在がB圏に



たい要素をもっているからである。なお、ことわっておかなければならないことは、訓についてである。訓注をもつものもあるが、これとでも検討の余地がないというものではなく、残る大半のものは訓点資料から得た訓

属し、霊異記において特に用いられる語群がC圏に包含されるところとみることはできないだろうか。さて、霊異記の副詞をここにとりあげ、これらの様相をみてゆきたいと思うが、この場合、A圏の語すなわち訓読語も併せてとりあげたい。これはBCとの対比において意義あることと思われ、また、関連深い今昔物語集の副詞の性格を把握する上において、ひいては通時的に副詞を考察する上において看過しが

を参考にして、用字法などから推定した訓である。これらの中には全く見当違いの訓があることを虞れるが、漸次これは正しいと思う。また、考えを進めるにあたり、築島裕博士著『平安時代の漢文訓読語につきての研究』を主な参考書とさせていただきます。

## 二

まず、程度副詞で極度をあらわすものに、「甚」「極」「太」「大」「最・尤」がある。

(イ)「甚」(ハナハダ)

用例二十五は、その機能上殆どが形容詞「熱・近・痛・臭など」を修飾しており、「飢」を修飾する例(下16)も、動詞ウウで訓まれるべきものであるかもしれないが、形容詞ヤワシとも訓めるところである。また、「不脱」を修飾する例(中16)は異例とすべきであるが、今昔物語集が「何ゾ此ヲ惜テ不許ル」(20-17)としていることと、「願罪脱賜」(下6)の如き語序をとるものもあることから、「其」の誤字ということも考えられないことはない。このようにみると、用字面においてかなりの限定があったという靈異記の特徴はすでに見出すことができ、しかも全般的にみていえることであるが、一字一訓の傾向がほぼ認められるといつてよいようである。このような観点から「甚」にイトの訓があったとは思われず、副詞用法以外の莫過斯甚(上27)无過斯甚(中40)無違此甚(下26)甚流頭於粉粟粒以喉糠(上序)の例により、ハナハダの訓を与えてよいと思う。今昔物語集の

相当部分の多くは、そのまま「甚々」としているが、「有甚認国」(上30)を「極テ認キ所有リ」(20-16)のように、「極テ」にしたものもみられる。靈異記の「極」は「甚」ほど自由に用いられてはならず、「甚」の方に一般的な用法があったように思われる。

(ロ)「極」(キハメテ)

1 雖極熱惱而(中7) 2 極熱鉄柱立之(中7) 3 極熱之柱而所引(中7) 4 極熱如燭(下22) 5 極窮无食(上13) 6 極窮裸衣(中16) 7 極窮命活无由(中27) 8 極窮无比(中42) 9 極窮無比(下11) 10 11 極窮女(中27・42)

このように、「極」は1-4の「極熱」と5-11の「極窮」の二通りにしか用いられない。これらは音読するものかとも考えられるが、「極熱」は「甚熱」(上30・中7・7・下22)と同じ用法であり、ハナハダに倣ってキハメテの訓をもつものとみてよいであろう。「極窮」は、管見によると、漢籍にあって「貧窮」ほどに語が熟してはいないようであるが、ここでは「貧窮」の例(中14・14・28・28・34・42)と同様、一慣用となっている。今昔物語集は「極テ貧シ」として、「窮」をマヅシと訓んだものようであるが、靈異記でマヅシには「貧」(上33・中14・20・34・34)を用いたと思われる。「窮」には他に窮女王(中14)窮報(中14)窮愁(中28)

などの例がみられるが、とりわけ

施水既窮諸天感応神降雨(上25)の「窮」はキハマルと訓むのが適當であるところから、「窮」

には困苦の意のキハマルという訓があつたのではないかと思われ。情態性の動詞を修飾するのに「大」が専ら使われ、「甚」「極」がこれに当らないものとする、「極窮」は、キハメテキハマルと訓むより、むしろ二字をキハマルと訓んだ方がよいようである。「甚」がこのような変体漢文でかなり自由に用いられるのに対し、「極」は限られた用法であることが知られる。このハナハダとキハメテは共にA圏に属する訓読語であるが、次にB圏の和文語に入れられるものについてみる。

(イ)「太」(イト)

イトはハナハダに対する和文語とされるものである。従つて訓点資料においては稀なものとしてとり扱われており、「太」にイトと施訓した例も多くはない。さて靈異記での副詞用法の

「太」は

1 狂王宇遅邪見太甚護法加罰(中35)

2 息利強徴太甚非理或十倍徴或百倍徴(下26)

3 不睦因果之賤心太甚也(下35)

4 未見如此人太甚作罪(下37)

の四例であるが、2・3に「太<sup>意</sup>止<sup>寺本</sup>」「太<sup>伊</sup>止<sup>同上</sup>」と訓注があり、イトと訓むことは間違いないようである。和文語が用いられることは興味あることであるが、用法は特定のところに限られている。すなわち、すべてが「甚」(ハナハダシ)を修飾する場合にのみ用いられる。よつて2の例などは「太甚非理なり」と訓むべきものではなく、「息利を強ひて徴ること太甚し。非理に……」と訓まなければならぬ。このほかに「大<sup>伊</sup>止<sup>寺本</sup>ト16(真編)」という訓注がある。本文は「有大快肥女」と、これ

も「大」であるが、「快」(タクマシク)を修飾するものとすれば、「太甚」の用例からみて異例とはなるが、形容詞修飾であることから、本文と訓注共に「太」の誤字とすべきもののものである。「大」は次にみるように動詞を修飾するものであり、また、靈異記に限り情態副詞とはなしたがたいものである。

(二)「大」(オホキニ)

そもそもオホキニという副詞には、情態副詞と程度副詞とがある。たとえば、源氏物語に、

a 六十僧の布施など、大きにおきてられたり。(蜻蛉)

b (薰)「……心ながら、かなはぬ心つきそめなば、大きに思ひに違ふべきことなむ侍るべき」。(橋姫)

のような例が一つずつみられるが、aは「大々的に、大袈裟に」の意で情態副詞に、bは「非常に」の意をもつものとして程度副詞に分けられる。程度副詞のオホキニはどちらかといえば訓読語であり、源氏物語においても薰の詞として一例見出されるにすぎない。がしかし、訓点資料に程度副詞として頻出するというものでもない。従つて一般の訓点資料に比して靈異記で頻繁に用いられることが特に注目される。全用例が程度副詞であるが、その修飾する語は

惶(中27・27) 恐(中20・26) 怖(中20) 懼(中7)・悲(中2・下13・17) 哀(下4)・啼泣(上10) 哭(中15)・歎喜(中34・下7) 喜(上5)・恥(中14・29・31?) 愧(上10) 歎(中7)・嗟(中34)・怪(中15・32・下4・17)・富(中14・15・28・33) 痛(下28)・恨(下15)・賀(上32)・瞻暉(中30)

の如き情態性の動詞である。和文においてこれらの動詞を修飾する程度副詞は、

いといたくおぢ憚りて(源氏物語) いたく泣きて(同) いたく恥ぢらひしめりて(同) いといたく喜び聞えさせ給ふ(若菜上) いたく歎く歎く(若菜上) ざりり出で給へり(同)

のように、イタク(ウ)であるが、靈異記の「大」はイタクではなくオホキニと訓むべきであろう。「大」に相当するところを、今昔物語集も三宝絵詞も例外なくオホキニとしていることが判断の一助となる。

大キニ驚テ(今昔14-37) 大ニ富テ(同12-25) 大ニアヤシフ(三宝絵詞)  
観智院本中11) オホキニタフトヒカナシヒテ(同中17) おほきになきていはく(東大寺切中11) おほきにあやしひて(同中15)

などがその一部であるが、三宝絵詞東大寺切がオホキニとしている点は注意すべきである。東大寺切が漢文調を用語上から修正排除した点は春日和男先生によって既に指摘されている。この傾向をもつ東大寺切に、オホキニがイタクなどとは修正されずに残っていることは、オホキニが訓読語系の語であったにせよ、訓読語として特別に意識されていなかったのではないかということを考えさせる。とすると、オホキニは訓読語と和文語以外の存在として、先に示した図のC圏に属する語としてみることはできないだろうか。

(例) 「最・尤」(モトモ)

1 有塔木未造淹仆伏而最朽(真本ナ) (下28) 2 哥咏言年少吉王最吉王也 (下38) 3 聖武太上天皇尤造大仏長紹法種 (中序)

右のように用例は極めて少く、1は異同があり、2は歌謡、3は序にみられる例で、特殊なところに用いられたものであることが知られる。なお、平安初期までみられないとされる「頗」(スコブル)<sup>(5)</sup> はここでもなく、「至」(イタリテ)も使われていない。

次には、極度に対する中度とでもいふべきものを示す程度副詞「聊」「少・小」についてみる。

(イ) 「聊」(イササカニ)

1 聊注側聞号曰日本国現報善惡靈異記(上序) 2 見之池中有聊木頭(中17) 3 我大師聊何有過失蒙此賊難(中22) 4 聊備齊食供於三宝(下4)

イササカニが訓読語として、イササカは和文語として一応分けられるものであるが、ここでは訓読語に準じてよいと思われる。今昔物語集では、234の「聊」を避けた跡が窺われるが、このことは、今昔物語集において「聊ニ」が否定辞を伴うことが多くなるらしい事実と考え合わせなければならぬことのもうである。イササカニの語性を史的に観る上において参考の一例となるであろう。

(ロ) 「少・小」(スコシ)

訓点と和文と共通の語であるが、意外に使用されていない。

1 請経試納函自少延(中6) 2 3草小生(下22・22) 4 如法

花経説…小低頭(下29)

右のうちスコシと訓むべき確例は1のみにすぎない。なお、「僅」(ワヅカニ)は「辛うじて」の意味をもつようであり、情態副詞のところごとくあげられる。

累加をあらわすものには「増」「弥」「重」「更」などがみられる。これらを程度副詞とするか情態副詞とするかには多少問題があるけれども、ここでは便宜上すべてを程度副詞として扱うことにする。

(ワ)「増」(マスマス)「弥増」(イヤマシニ)

1 増発誓願(中5) 2 増加精進(中6) 3 増信因果(中19) 4 増心恐(中20) 5 増信三宝(中20) 6 増加慙懃(中34) 7 増発信心(下22) 8 増怪(下27) 9 亦弥増病(中5) 10 弥増固捲(中31)

9 10の「弥増」は、イヨイヨマスマスと訓むよりも、万葉集の伊夜麻之尔(十七・三九八五)に倣ったがよいであろう。イヤマシニは特に訓読語というものではなく、イヨイヨと同様、訓点和文共通語としてみるべきもののようにある。訓点語として意識されていたマスマスは、三宝絵詞東大寺切において

2”ます／＼ふかくつゝしみのる(中10)

5”ます／＼三ほうをみやまふ(中12)

のように、修正されることなくマスマスとしているが、これは変体漢文全般におけるマスマスの使用度とともに考究すべき一課題であろう。しかし、今昔物語集になると、

1’ 弥ヨ実ノ心ヲ発シテ(20 | 15) 2’ 弥ヨ祈念スル間(12 | 26)

9’ 弥ヨ増リ(20 | 15) 10’ 弥ヨ固ク捲テ不開ス(12 | 2)

と、イヨイヨにしている。今昔物語の副詞への興味はこのようなどころにも寄せられる。

(ウ)「弥」(イヤ)

先にあげた「弥増」の他に、「弥」は次の二例である。

1 哥詠言：弥発時々懐脚耶(下38)

2 未償利錢弥選年月猶徴乞之(下4)

1は下38の歌謡に見られるもので、歌語としてイヤと訓む例であろう。2は異同をもつ例であり、前田本にはこれがない。三宝絵詞も今昔物語集も「弥」に相当する語を欠いているので、ここは恐らく真福寺本の方に誤りがあったのではないかと推察される。

このようにみると、同義語と目されるマスマスとイヨイヨは、マスマスが専ら用いられ、和文にも用いられることがあったイヨイヨは締め出されていることが知られる。

「重」(カサネテ)は十一の用例があり、特に述べるべきこととはない。今昔物語集では「重ネテ」のほか「強ニ」「遂ニ」としたものがあつた。

(エ)「更」(サラニ)

「更」は肯定文と否定文とに両用されているが、否定文における「更」の機能は否定強調にあり、陳述副詞とすべきであるから、ここでは肯定文の「更」についてみる。用例三十三のうち今昔物語集と関連する例のみをあげると、

1 更為其父広修功德(上10) 2 更請我等：(上32) 3 更停知識(上35) 4 更為其母重修功德(中15) 5 更載船(中27) 6 更

秦皇后(上5) 7 更為夫妻(上31) 8 更浮出(中30) 9 更還来(中22) 10 更還(中25)

の如きであるが、「更」に当るところを今昔物語集はすべて他の語をもってあてており、「更ニ」とすることはない。

1’ 5’ 亦、6’ 然レバ、7’ 遂に免シテ、8’ 即チ、9’ 不過ズシテ、10’

不能シテ

のようにしている。今昔物語集におけるサラニは否定文に用いられる陳述副詞用法が多く、肯定文に用いられることが非常に少いことは知られているが、このことと当然関係しているであろう。すなわち、サラニが情態あるいは程度副詞としての機能から陳述副詞としての機能へ移行し、今昔物語集の頃にはサラニは否定強調に用いるべきものという意識が強かったために、「更」を他の語であらわしたのである。これが否定文に用いられた「更」の場合には、「更不還出」（上30）を「更ニ返出ル事先シ」（20―16）のように、そのまま「更ニ」としているのである。

### 三

さて、陳述副詞については、拙稿「日本書紀の文体と訓読」<sup>(8)</sup>において多少触れているので、その大略を述べ、補うべきものについてみてゆきたい。

「若」（モシ）の仮定用法は引用経典に十例、本文中には僅か六例しか見られないが、国語本来の用法と思われる疑問用法は本文中のみに、原則として助字を付し、十七例あらわれる。このあたりに和化漢文の本色があるようである。また、否定文及び反語文に用いられる「更」（サラニ）は意義上和化しており、否定強調の機能しか有していないし、同様に「曾・都」（オカツテ）もすべて原義を失い、単なる否定を強調する陳述副詞となっている。これは記紀風土記などの傾向からみて当然といつてよい。用例に

1 実我母曾不知（中15） 2 我都不知（中24） 3 都無所焼損（下10）  
などあるが、三宝絵詞・今昔物語集は、

1' まことに我さらにしらさりけり（中11） 2' われさらにしらす（中14） 2' 我レ更ニ同年ノ人ヲ不知ヌ（20―19） 3' 少モ焼ケ損セル所先シ（12―29）

としている。これは、カツテがサラニのように、否定強調として平安中期以後広範に用いられなかったことを示している。更に、「何況」（イカニイハムヤ）の用法に、単なる強調表現と化した例を見出すことができる。反語文ではなく平叙された文を強めている例（中1）、「豈」（アニ）が反語を導く役割をなし、イカニイハムヤは単なる強調として使われている例（上12―27）などが見られる。このほかについては個々検討する。

(4) 「寧」（ムシロ）

用法は二通りあり、a 反語とb 逆接仮定条件とに分けることができる。

a 1 誠知現報甚近寧不慎歎也（上29）

2 嗚呼恥矣不償他債寧必死耶（中30）

3 我別知之能見父儀寧視底玉亦得父骨哀哉痛哉（下4）

b 4 寧託悪鬼雖多濫言而…（上19）

5 寧所迫飢雖食沙土…（上20）

6 寧飢苦所迫雖飲銅湯而…（中9）

反語用法の「寧」には、イカニゾ、イツクニゾの訓もあるが、寧ロ得ムヤ仏菩提を（東大寺本金剛般若経讀本に和元年点・大坪博士による）の例と同じく、ムシロと訓むべきものであろう。靈異記におけ

る反語表現の場合、1・2の例でもわかるように、歎・耶・哉・乎などの助字を付けることが多いのであるが、3の「父骨」の後には助字が見られない。これは、文末に「哀哉痛哉」があることよって助字を省いたものか、あるいは、b a 両機能を果しているものかと考えられる。これによると、「寧ろ底なる玉を視るといへども、亦、父の骨を得めや」のように訓み下すことができ。b にあつては、「寧——雖——」の如く、「雖」を加えて逆接条件であることを明示している。これも誤解なく読ませるための配慮と思われる。6 を今昔物語集が

6' 譬ヒ銅ノ湯ヲ飲ト云トモ (20—21)

としているが、靈異記にタトヒの例は全くない。タトヒは古事記になく日本書紀には見られるのであるが、この間の事情が靈異記にも反映しているのであろうか。ともかく、ムシロは仏典の影響か、もしくはタトヒよりも一般的な語ではなかったかと臆測される。

(㊦) 「敢・肯」(アヘテ)

a 否定文・b 反語文に用いられるほか、c 肯定文にも用例がある。

a 1 敢久不延(下3) 2 依貧家不得敢之(中20)

b 3 何貧敢能餘溢飽盈(中14) 4 豈敢忘矣(中32) 5 雖百姓

敢誅之耶(下39) 6 孰肯拯其重憂(上32)

c 7 不慮之外敢其妹来(中42) 8 不台死期故更敢返(下35)

肯定文のアヘテは説文にいう「進取也」の意であり、情態副詞に入れるべきであるが、反語文のアヘテについてもこのことが言えるようである。反語文とはいえ、3・4・6はそれぞれ「何・

豈・孰」により反語が導かれており、「敢」は直接に関与していないのである。また、否定文の2の「敢」もアヘテスルトとでも訓むべき特殊な例であり、ただ1と5とが否定と反語を伴う陳述副詞とすることができ。以上のことから、靈異記のアヘテは否定・反語を伴う陳述副詞としての意識はまだそれほど強いものではなかったとすべきであり、むしろ情態副詞としての意識が強かったと思われる。今昔物語集のアヘテは否定辞を伴う陳述副詞であるが、「更」の場合と同様、否定文の「敢」はそのまま

1' 敢テ不可久ス(16—27)

としているが、他の6'(12—16)・7'(16—10)などは「敢」の相当部分をとり除いている。ここにおいても、アヘテが否定の陳述副詞へ移行する過程を窺視できる。

(㊧) 「慎」(ユメ)

副詞用法の「慎」は

1 慎以黄泉之事勿妄宣伝(上30) 2 慎之莫忘矣(上30) 3 慎

勿知他(中7) 4 慎黄電火物莫食(中7) 5 慎莫誹僧(中11)

6 慎待不忘(下12) 7 当慎信心庶讚彼徳(下20)

の如き例がみられ、このうち1・6はすべて禁止をあらわす「勿・莫・不」と応じており、禁止表現の陳述副詞としてよいであろう。1に訓注「慎由」(慎由)があり、これは正當な訓として他に適用できると思われる。万葉集の常套句である「——ナユメ」「ユメ——ナ」以来、ユメは漢文訓語用語としてごく稀であったが、変体漢文にあつてはかなり自在に使われたのではないかと考えられる。これは純然たる和文語でもなかったよ



うであり、源氏物語のユメ・ユメユメは源氏・薫・匂宮・八宮・物怪の詞に限られている。恐らくこの語はオホキニなどと同様に、C圏に入りうる語ではなかつたらうか。漢文訓読において、「慎」はツツシミテと訓まれることが多かつたようであるが、7はベシ(当)に応じる例であり、情態副詞としてツツシミテと訓むべきであらうか。しかし、

努力去(ル)コトヲ為(ヨ) (大慈恩寺三藏法師伝巻第五・築島博士による)

によると、「ユメーベシ」と訓まれないでもない。「慎」をツツシムと訓むべき例は動詞にみられ、しかも、  
何唯慎乎他国伝録(上序)人不慎乎(下序)  
のように、序に用いられている。

(カ)「当・方」(マサニ)

「当」を「マサニベシ」のように再読すると思われるものに「当知」十三例がある。これは、「誠(諒・実)知(委)」「明(闇・晰・咄)知(委)」「定知(委)」「乃知」「故知」「是知」とともに一類型をなすものであって、これらの訓みに倣えば「当に知りぬ」とでもなるう。しかしながら「当」を単にベシと訓んだと思われる例

必如同往生西方(中2)唯当流罪於信濃国(下7)

もあり、しかも説諭する場面に使われるので、再読してよいのではないかと思う。さて、類型をなした「当知」に準じた珍しい例

方知観音大悲法師深信矣(下3)

がある。「方知」を「当知」と同型とみれば、「方」を「マサニベシ」と再読したことが考えられる。漢文訓読でこのよ

うなことはありえないであらうが、後にみるように、靈異記では「当」「方」の区別にかなり曖昧な点が認められることから「方」を再読することを全く指斥することもできない。この珍例に注目し、これを除去したのが前田本の書写者である。書写者が正格な漢文では用いられない尊敬の助動詞としての「給(賜・睨)」をすべて(下6・13・36・38)省略あるいは近似の文字に改めていることは既に検討したことがあるが、こゝでも、「方」を再読しなければならぬ奇態に疑念をもち、除いたものであらう。このほか陳述副詞の例として、

1 2我当上居(上10・中15) 3当相欲捉之者(中24) 4方将垂死(上24)  
などあるが、3は「当」に「欲」が応じ、4は「方」に「将」(ムトス)が応じるものであらう。

次に、情態副詞としてのマサニは、「方」の例

1方愁棄家逃返(下26) 2方得問之(下35) 3方今農節不行也(上25・方今は熟語とすべきか?)  
のほか、「当」にかなりみられる。

1当是召衣女也(中25) 2当此我家也(中25) 3当経也(下

6) 4当余是也(下16) 5是当(中5) 6当実願覚師也(上4

7) 7当願免罪(中7) 8当到猴之家(上18) 9当如聞有(中19

10) 10念我当射(中32)

これらには情態副詞というよりも、二次的に陳述副詞に近いものがあり、6 7はそれぞれ「実」(マコトニ)「願」(ネガハクハ)を単に強調している例とみられる。このような強調の用法が後の和文における反語ムヤ、ジャに應ずる用法にもなるのであらうが、ともかく、「当」が情態副詞としても用いられて

いるのは事実であり、この点、訓点資料にみられる「当」とは異った一面を示している。なお、マサニと訓まれる「正」は、  
詠言正相木本者大徳食肥而乎来也(下38)  
のように歌謡に見出されるにすぎない。

陳述副詞については、以上の他に「蓋」「恰」などがある。非常に「訓読特有語的」といわれる「蓋」(ケダシ)は、疑問や仮定条件に必ずる用法はなく、漢文本来の用法が後文の強調部(上17)と中序とにあらわれる。「恰」には訓注「恰安太加」(興福上13)があり、「如」(上13)と「似」(上18)とに比べている。

陳述副詞を検討するうちに間々情態副詞が紹介したが、次には情態副詞の様相を探ることにする。

#### 四

情態副詞には訓読特有語に対する和文語が二三見出される。

(三)「兼」(カネテ)

「前以て」の意のカネテは和文語であり、靈異記には訓読語アラカジメと訓むべき「豫・預」字の副詞用法はなく、すべてカネテが用いられる。

- 1 兼委末事一聞十訴一言不漏(上序)
- 2 兼心知迷副人令守(中15)
- 3 兼復近親(中33)
- 4 将雨降時兼潤石板(中2)
- 5 表相先兼作物形(下38)
- 6 災相先兼表後災災来也(下38)

三宝絵詞も今昔物語集も

2' かねてうたかひて人をそへて(中11)

2'' 兼テ其ノ心ヲ知テ人ヲ副ヘテ(12-15)

の如くカネテとしているが、カネテはアラカジメに対し、訓読以外では案外広く用いられた語ではなかったかと思われる。万葉集の長歌に

…言はまくもゆゆしからむと豫兼アラカジメカネテ而知りせば千鳥鳴くその佐保川に…(六・九四八作者未詳)

と、同義語を重ねた例があるが、万葉のアラカジメには訓読語としての意識はなかったらしく、後に訓読語として固定化したのであろう。

(四)「纒」(ヒタダ)

訓注「纒ヒタ」(上21興福)・中10高野「纒ヒ多」(下2真福)があり

- 1 石別自纒臨涌釜両目抜入於釜(上21)
- 2 副共往纒至郡部内於山直里(中10)
- 3 是人纒死生犬殺我(下2)
- 4 還纒見乃蘇(中16)
- 5 還纒見更甦之也(中19)
- 6 纒放走入病弟子室(下2)
- 7 度彼椅畢纒見甦還(下22)
- 8 纒放還来(下23)
- 9 纒見九間大堂仆(下24)
- 10 纒自黄泉還来(下37)

の「纒」はすべてヒタダと訓むべきものであろう。ヒタダは、わずかに齊明紀古訓にあることが知られるくらいで、訓点資料にも和文にも殆ど見られないと言ってよい。これを今昔物語集は、1' 4' 5' 8' みな「纒」の相当部を避けており、ただ2' のみが「纒ニ郡ノ内ニ至ルニ」(20-30)として、ワツカニと訓ませたようである。靈異記の「纒」は次にあげる「僅」(ワツカニ)とは区別されているようであり、耳慣れない語であるとはいえ、頻用されていることには注意すべきであろう。ヒタダは、阪倉篤義博士のお考えのように、ヒタ(直・頓)という語基に接尾語タ(連濁してダ)が接して副詞的機能を果す語であるにちがいない。

ない。その意味は、

纒見更甦之也(中19)纒見甦還(下22)

の「纒」の用法が

即見甦還(上30) 即見甦返(下23)

の「即」と大体同じ用法であるところから、この種の「即」の意に近い「咄嗟に」というような意味ではなからうか。他の国語資料に見出しがたいヒタダが十例もあらわれるとなると、これが日常的な語ではなかったか、しかして「纒」字を借りてこの語にあてたのではないか、などと臆測を拵げたくなる。この語はさきに仮設したC圏に含まれる語ではないだろうか。

(レ)「僅」(ワヅカニ)

1 但我僅活耳(下4) 2 僅償本錢(下4) 3 競出九人僅出(下13) 4 焼塩之人住処僅依泊也(下25) 5 寸心之願僅当所望(下30)

「僅」は「辛うじて」の意で使われたらしく、1を三宝絵詞・今昔物語集がそれぞれ

1' 我もほとほとしくて、わつかにいきたるなり(中15) 1' 我モ殆シキ程ニテ生タル也(14) 38)

の如くしている。「纒」とは区別して使われたようである。

(ク)「咸・悉」(コトゴトク)「皆」(ミナ)「惣」(スベテ)

訓読語コトゴトクも、これに相当するミナ・スベテも、靈異記にはあらわれない。まず、コトゴトクは、

1 咸奉免(上10) 2 咸俱起而疾避(上23) 3 咸所祐平哉(上33) 4 国司郡卿悉喜(中31) 5 天星悉動(下38) 6 既悉破損(下24) 7 法会之衆悉皆号哭(中15) 8 発火惣家皆悉焼滅(

下10) 9 九間大堂仆如微塵皆悉折摧(下24) 10 拳皇太子大臣百官皆悉加入其知識(下35)

のように、「咸」が上巻に、「悉」が中下巻に使われている。7は「悉皆」、8 9 10は「皆悉」としており、熟語として用いたにせよ、コトゴトクミナ・ミナコトゴトクのように訓むものであろう。今昔物語集は

4' 国ノ司郡ノ司皆貴フ(12-12) 8' 火出来テ家皆焼ヌ(12-29) 7' 法会ニ来レル道俗男女此ヲ見テ悲ムテ泣ク音(12-15) として、「悉」をとらずに「皆」としている。靈異記の「皆」は引用文中の例を除き二十八例であるが、これも亦、今昔物語集共通例十二は例外なく「皆」としている。「惣」は、

1 彼市人惣皆悦安穩(中4) 2 発家惣家皆悉焼滅(下10) 3 賊盜秋丸惣意惛然不得隱事(下27)

の三例(下26に異同例一)であるが、2 3には、「惣家シカシナカラ」(下10 真福)「惣シカシナカラ」(下27 前出)という訓注があり、全部の意として「惣家」「惣意」はシカシナガラと訓まれるものであろう。ただ1のみがスベテと訓まれる例であり、今昔物語集は

1' 市ノ人皆喜ヒトシテ平カニ…(23-17) として、「惣」にかかわっていない。

(シ)「邂逅・偶」(タマサカニ)

1 彼父邂逅次於有兒之家(上9) 2 日夜奉恋今邂逅遇(上35) 3 邂逅得聞沙底有貢(中39) 4 日夜奉恋今邂逅而逢(中17) 5 何偶今逢(中19) 6 偶得此蟹(中8) 7 有縁偶值(中39) 8 偶值法事(下4) 1 2 3にはそれぞれ「邂逅上音反下后反(上9 真福)」「邂逅上音解反下音果遠(中39 高野)」「邂逅上音反下音果遠(中39 高野)の訓注があり、ま

た5にも「遇多真佐可尔不」(中19高野)とあり、これらの訓注に従えば、「邂逅」「遇」をタマサカニと訓むことになる。タマサカニは、訓点にも多くの例を見る語ではあるが、タマタマという訓読語の方が漢文訓読には使われることが多く、しかも和文において、タマサカニの方が一般に用いられていたようである。かくみると、訓注をこのままとり入れた場合には、和文語に近い語を用いていることになる。三宝絵詞・今昔物語集は、

2' 今不思ザルニ値奉レリ(12|17) 3' 適マ此ノ音ヲ沙ノ中ニ聞キ成シツ(12|12) 5' 適マ今値リ(14|31) 6' たまたまこのかかをえたり(中13) 7' 縁有テ既ニ我レニ値給ヘリ(12|12)

のように、タマサカニとはしないで、タマタマとしている。

(ホ) 「暫」(シマラク)

「暫尔身詎厠存之」(下序)の訓注に「暫尔シ万良」(真福寺本)「暫尔シ万良」(傍訓)とあり、真福寺本にシバラクの古形シマラクが見られる。

- 1 暫間生国王之子耳(下39)
- 2 暫間寄他倉下(上29)
- 3 暫間作基(中18)
- 4 暫頃請耳(中19)
- 5 暫頃修行時(下24)
- 6 暫徘徊(上30)
- 7 暫示東西(上35)
- 8 暫免耳(中24)
- 9 暫此留(中25)
- 10 暫待(下3)
- 11 不得暫停(下18)

右のように、「暫間」「暫頃」「暫」として用いられ、4には「暫頃タヒ」(高野)という訓注がある。5の「頃」を前田本が「間」にしているが、ここにも書写者の手が加わったのではないかと考えられる。シマ(バ)ラクに対して和文ではシバシが用いられるのであるが、ここではシバシと訓まれた跡を探ることができない。今昔物語集では2' 6' 7' 8' 9' 10' すべて「暫ク」と

しており、三宝絵詞も8' 「しはらく」である。

(ハ) 「良久」(ヤヤヒサニ)

訓注「良久ニ也」(上35興福寺本)「良久ニ也」(中10高野)があり、ヤヤヒサニあるいはヤヤヒサニアリテと訓まれるものである。

- 1 良久主来(上35)
- 2 良久蘇起(中10)
- 3 良久乃免(上11)
- 4 良久乃指西飛行(上22)
- 5 良久徘徊(中22)
- 6 良久徘徊不得忍過(中26)
- 7 良久彼靈倏忽不現(下27)

のごとき用例であるが、この語は訓点資料に

法師願視シテ堂ヲ合セテ良久シ(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝)良久シクシテ手ヲ以テ髪ヲ挙ケテ五(詞、卷)

と見られる一方、源氏物語においても

やや久しくひこじろひあけて入り給ふ(権)

やや久しう思ひめぐらして(玉鬘・河内本「やや」)

のような例を僅かではあるが拾収できる。また三宝絵詞・今昔物語集も

- 2' 暫有テ活り起タリ(20|30) 1' 良久ク有テ箱ノ主来レリ(12|17) 3' ややひさしくありて(中6) 4' 久ク有テ光西ヲ指テ飛ヒ行ヌ(11|4) 5' 良久ク徘徊シテ(12|13) 6' 良久ク其ノ所ニ徘徊ンテ(12|11)

と、2'を除き大体「良久」をそのまま用いており、この語にはかなり広い使用範囲があったのではないかと考えられる。延喜二十一年の京極御息所歌合にも見られる語であるが、変体漢文において自在に用いられた語ではなかったかと推察される。仮定したC圏に入る語ではなかるうか。

(ウ)「疾」(トク)「早」(ハヤク)

「疾」はトクと訓むべきものと推定するが、これによると、  
1 曰疾隱此仏像(上5) 2 威俱起疾避(上23) 3 趨馬疾前(中22) 4 疾走如飛鳥(中41)(形容詞として、走疾如鳥飛走(上2)) 5 疾走如狐(中41) 6 曰速還疾修(下9) 7 召使五人共副疾往(下23)

の「疾」はB圏の語ということになる。6は「速」(スミヤカニ)と並べ用いている。またハヤクも和文語の類であるが、用例は

8 曰殺吾之兄欲來故早去(上12) 9 曰：願我施福早脫急施(中34) 10 明日早起見堂内(下28)

の三例にすぎず、9も「急」(スミヤカニ?)と並べている。今昔物語集では

3 馬ヲ馳テ疾ク進テ(12-13) 8 云ク我ヲ殺セリシ我カ兄此ニ來ニタリ我レ速ニ去ナムトス(19-31)

のように、そのまま「疾ク」とするもの、「速ニ」と改めるものなどであるが、靈異記でこのような和文語が使われていることは、日常の身近なことがたまたま入ってきたものとみることでできよう。訓読語であるところのスミヤカニ・タチマチニは、次のような用字によって百例ちかく見出される。

速・速忽・急・邁・趨・颯・愴然・忽・忽然・忽卒・倏・儻・儻忽・儻然・奄然・勃然・頓

右のうちには、あるいはトク・ハヤクと訓むべきもの、あるいは他訓のものなどがあるのかもしれないが、訓読語が圧倒的に多いことには変わりあるまい。

情態副詞にも、いわゆる訓読語の副詞が多く見出されるのは

勿論のことである。用法上目立つ例を一二拾うと、「幸」(サイハヒニ)は五例中四例が命令文しかも願ひ詠える場合に用いられ、「具」(ツブサニ)は二十例中十七例までが「陳」「述」にかかって「ツブサニローノブ」という慣用句をなしている。

「委曲」(ツバビラケク)は訓注があるが、中5の一例のみである。「詳」は「詳明」(上序興本)とあり、「不詳」(上序)の一例を除きすべて「未詳」としてしか用いられない。このほか訓注があるものに、「通タカ」(中2)「輒須久」(上28)「荇シキ」(中25)「宴上依末反下目反」(上20)「諱カニ」(中16)など、和文語カタミニ、タハヤスク・シバシバ・ミソカニに対するものがある。以下、「漸」「凡」「重」「訂・熟」等々の副詞があるけれども、省略することにする。

## 五

靈異記の副詞の用法を通覧することによって、変体漢文の副詞の一断面のわずかではあるがのぞくことはできたと思う。「太」(イト)「兼」(カネテ)「疾」(トク)「邂逅」(タマサカニ)というような和文語が混在していることは、変体漢文を特徴づける一要素であるが、日常会話語的要素の入りうる素地があることを示すものであろう。また、靈異記において非常に目立った存在の語がある。たとえば、「即」(スナハチ)が顕著な例であるが、源氏物語に二例しか見られないのに対し、百五十二例の多きに達している。これほどの用例ではないが、程度副詞の「大」(オホキニ)、それに「慎」(ユメ)「纒」(

ヒタダ)「良久」(ヤヤヒサニ)など、訓読文及び和文に比べると相対的にかなり多くの用例が見られる語は、変体漢文において自由に用いられた語ではないかと考えられる。さらに、訓読語といわれるものの中にも、変体漢文によくなじむことのできた語とできなかった語とがあるようであり、「甚」「極」の使用状態からそれが感じられる。

靈異記と今昔物語集との関連が密接であることは今更いうまでもないが、今昔物語集が回避している語として、「聊」(イササカニ)肯定文の「更」(サラニ)「敢」(アヘテ)などがあり、これらの語は今昔物語集において、否定辞を伴う陳述副詞となっている。また、「悉」(コトゴトク)を「皆」に、「増」(マスマス)を「弥ヨ」にしている反面、「邂逅」(タマサカニ)を「適マ」としているなど、今昔物語集の語彙語法研究の分野には多くの興味ある問題が放置されていることを教えてくれる。

註(1)特に、第五章漢文訓読語の文法、第二節体言―副詞。

(2)小泉道氏「校注真福寺日本靈異記」訓点語と訓点資料第22輯頭注による。

(3)春日和男先生「三宝絵詞東大寺切の研究―関戸家冊子の本文と用字―」九州大学文学部四十周年記念論文集(昭41・1)による。以下三宝絵詞を平仮名で記したものはこの東大寺切である。

(4)同「三宝絵詞東大寺切管見―主として関戸家冊子と観智院本との比較による―」国語国文27巻11号

(5)築島裕博士「平安時代の漢文訓読語につきての研究」五二三―

(6)日本古典文学大系「今昔物語集二」三四七―

(7)佐賀東高校国語科「副詞さらに考」東高紀要1(昭39・11)の下村清氏のご調査によると、本朝部における否定を伴う例の全用例に対する割合は97%となっている。

(8)大分工業高等専門学校研究報告第2号(昭40・11)

(9)大坪併治博士「都・曾」(「訓点語の研究」所収)

(10)久山善正氏「タトヒ(仮使、仮令)についての一考察」訓点語と訓点資料第11輯

(11)日本古典文学大系「今昔物語集一」四五二―「同二」三四三―

(12)(8)に同じ。

(13)靈異記の「将」の用例五十六はすべて辞訓ムトスで訓まれるものがある。

(14)(5)の書九七―

(15)阪倉篤義博士「語構成の研究」二九八・三二八―

(16)(5)の書八八九―

本稿の大意は、本年五月二十二日に、九大国語国文学会で口頭発表した。その際、福田先生、中村先生、春日先生、鶴久先生、原口裕氏から御意見を賜わり、それを参考にして補正したものである。ここに記して謝意を表す次第である。